

令和元年度 第1回木津川市環境審議会

会議次第

日 時：令和元年11月20日（水）午前10時～
場 所：木津川市役所5階 全員協議会室

1. 開会

2. 市長挨拶

3. 会長・副会長選出

4. 会長挨拶

5. 質問

6. 委員自己紹介

7. 運営内規について

8. 議事

- （1）木津川市環境基本計画（現行計画）の進捗について
- （2）第2次木津川市環境基本計画策定の策定方針・全体構成について
- （3）第2次木津川市環境基本計画の策定スケジュールについて
- （4）その他について

9. 閉会

会議資料

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 資料① | 木津川市環境審議会委員名簿 |
| 資料② | 木津川市環境審議会運営内規（案） |
| 資料③ | 木津川市環境基本計画（現行計画）の概要 |
| 資料④ | 木津川市環境基本計画重点エコプロジェクト進捗管理表 |
| 資料⑤ | 第2次木津川市環境基本計画の策定方針・全体構成（たたき台） |
| 資料⑥ | 第2次木津川市環境基本計画策定スケジュール（案） |
| 参考資料① | 環境に関する最近の動向 |
| 参考資料② | 関係条例〔木津川市環境審議会条例、木津川市環境基本条例〕 |

○木津川市環境審議会 委員名簿

任期：令和元年11月20日～令和3年11月19日

区分	氏名 [敬称略・50音順]	役職等	所属団体
条例1号委員 環境に関し 知識経験を 有する者又 は団体の代 表	おおにし ともよし 大西 知芳	京都やましろ環境教育ネットワーク 事務局長	京都やましろ環境教育ネットワーク
	きた むねお 北 宗郎	木津川を美しくする会 会長・木津川市支部支部長	木津川を美しくする会木津川市支部
	きはら ひろたか 木原 浩貴	京都府地球温暖化防止活動推進センター 事務局長	京都府地球温暖化防止活動推進センター
	たちばな しほ 立花 志保	木津川市こどもエコクラブサポーターの会 代表	木津川市こどもエコクラブサポーターの会
	はしもと せいじ 橋本 征二	立命館大学 理工学部教授	
	わたなべ もとのぶ 渡部 基信	医療法人 社団 医聖会 学研都市病院 小児科部長 同志社大学 赤ちゃん学研究センター 嘱託研究員・環境省エコチル調査担当	同志社大学 赤ちゃん学研究センター
条例2号委員 事業を営む 法人の代表	うちむら みの 内村 美乃	株式会社平和堂 アル・プラザ木津 総務次長	株式会社平和堂 アル・プラザ木津
	えみ かずあき 江見 和明	積水ハウス株式会社 総合住宅研究所 研究開発推進・管理グループ 部長	積水ハウス株式会社 総合住宅研究所
条例3号委員 農業委員会 の代表	おざき てるお 尾崎 輝雄	木津川市農業委員会 農業委員	木津川市農業委員会
オブザーバー	えんどう よりこ 遠藤 順子	木津川市教育委員会 理事	木津川市教育委員会
	もりおか みつきよ 森岡 三清	京都府山城南保健所 技術次長・環境衛生室室長	京都府山城南保健所環境衛生室

○木津川市環境審議会運営内規（案）

この内規は、木津川市環境審議会条例（平成19年木津川市条例第150号。以下「条例」といいます。）第9条の規定により、木津川市環境審議会の会議（以下「会議」といいます。）の運営に関して必要な事項を定めるものです。

1. 議長・議事

- (1) 会長（会長に事故等があった場合は、副会長）が会議の議長になります。
 - (2) 議長は、会議の開会・閉会を宣言し、議事を進行します。
- ※ 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができません。（条例第6条第1項）
- ※ 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数の場合は、議長が決定します。（条例第6条第2項・第4条第4項）

2. 発 言

会議で発言しようとする場合は、挙手して、議長の許可を得ます。

3. 公 開

- (1) 会議は、原則公開（傍聴可）とします。
- (2) 次の場合は、会議の全部又は一部を非公開とします。
 - ア 非公開事項※を議事とする場合
 - ※ 木津川市情報公開条例（平成19年木津川市条例第7号）第5条各号に規定する不開示情報（個人情報、法人等の権利・利益を害するおそれがある情報など）を含む事項
 - イ 公正・円滑な会議運営に支障が出るおそれがあると会議で決定した場合
 - (3) 会議の開催については、7日前までに、市ホームページで公表します。

4. 会議記録

- (1) 会議記録は、要旨とし、様式は「会議の概要（別記様式）」とします。
- (2) 「会議の概要」は、事務局が原案を作成して、出席委員（6. のオブザーバーが出席した場合は、オブザーバーを含む。）が確認します。
- (3) 確認が完了した「会議の概要」には、議長と議長が指名した出席委員1名が署名します。
- (4) 「会議の概要」と「会議資料」は、非公開事項を除いて次の方法で公開します。
 - ア 市ホームページに掲載する。
 - イ 市役所まち美化推進課、加茂支所、山城支所に写しを置いて閲覧に供する（会議の開催年度の翌年度末まで。）。

5. 傍聴

- (1) 傍聴人の一般席の定員は、会場の規模等に応じて、会長が決定します。
- (2) 傍聴人用の会議資料は、会場に置いて閲覧に供します。
- (3) 傍聴希望者は、会議当日、受付で住所・氏名を記入します。
- (4) 一般席の定員を超える傍聴希望者があった場合は、抽選で傍聴人を決めます。
- (5) 傍聴人は、会場内では次の事項（遵守事項）に従わなければなりません。
 - ア 傍聴席に着席して、静かに傍聴すること。
 - イ 発言、拍手その他の方法で意見を表明しないこと。
 - ウ スマートフォン・携帯電話は、電源を切るかマナーモードにすること。
 - エ 撮影、録画、録音等は行わないこと。
 - オ 飲食、喫煙等は行わないこと。
 - カ 危険物、プラカード、旗、ビラ等を持ち込まないこと。また、鉢巻き、腕章等を着用しないこと。
 - キ ア～カの他、公正・円滑な会議運営に支障が出る行為をしないこと。
 - ク 議長・事務局の指示に従うこと。
- (6) 傍聴人が遵守事項に従わない場合は、議長・事務局は、これを制止し、その指示に従わない場合は、傍聴人に退場を命じます。

6. オブザーバー

- (1) 審議のため特に意見を聞く必要がある場合は、条例第7条に規定する臨時委員として、会議にオブザーバーの参加を求めます。
- (2) オブザーバーは、委員と同様に発言できますが、表決に加わることはできません。

7. 代理出席

- (1) 団体等を代表する委員・オブザーバーは、会議に出席できない場合は、代理者（同じ団体等に所属する者に限る。）を出席させることができます。
- (2) 代理者を出席させる委員・オブザーバーは、あらかじめ事務局を通じて会長に報告します。
- (3) 代理者は、代理する委員・オブザーバーとみなします。

8. 資料配付

会議の環境配慮のため、委員・オブザーバーに配付する会議資料については、電子データと印刷物の選択制とします。

9. その他

上記の他、必要な事項については、会議で決定します。

(別記様式)

会議の概要

会議の名称		
開催日時		
開催場所		
出席者	委員	
出席: ■	オブザーバー	
欠席: □	事務局	
議題		
公開・非公開の別		非公開の理由:
傍聴人の数		
会議資料		
審議経過		
その他		
署名欄	議長:	(印)
	署名委員:	(印)

○木津川市環境基本計画（現行計画）の概要

第8条 市長は、(略)環境の保全及び創造に関する基本的な計画(環境基本計画)を策定しなければならない。

背景・目的・位置づけ

(市) 総合計画・環境基本条例 (国・府) 法律・条例・計画 との関係

期間

2013～2020年度（8年間）

1

策定に
あたって

対象範囲

環境の範囲：4つの環境分野

地域：市内全域

主体：市民・事業者・行政

自然環境

- ・山、川、緑の自然
- ・動植物の生態系 等

生活環境

- ・大気、水質、土壌
- ・騒音、振動
- ・ごみ、リサイクル 等

地球環境

- ・地球温暖化防止対策
- ・再エネ・省エネ 等

文化環境

- ・環境教育、環境学習
- ・人材・団体育成 等

2

目指す
環境像

メインテーマ：人と環境が共生するまち 木津川市 ～環境と調和した持続可能なまちの創造をめざして～

木津川の悠久の流れが
きらめくまち

もったいない精神と
工の輪をひろげるまち

かけがえのない地球を
後世に受け継ぐまち

市民みんなが環境リーダー
をめざすまち

3

基本方針
取り組み

木津川や里山の保全・継承
と動植物の生態系の保護

環境に取り組む生活スタイル
及び3Rの推進

地球温暖化防止対策の
推進

環境教育の推進

空き地や休耕地の適正管
理と美しい景観の保全

公害防止をはじめとした
快適な住環境の推進

自然エネルギーの推進及び
省エネルギー設備の促進

環境美化及び環境保全
活動の推進と支援

市民/事業者/行政の役割

市民/事業者/行政の役割

市民/事業者/行政の役割

市民/事業者/行政の役割

4

重点エコ
プロジェクト

目標
市民/事業者/行政の役割

目標
市民/事業者/行政の役割

目標
市民/事業者/行政の役割

目標
市民/事業者/行政の役割

関係計画

関係計画

関係計画

関係計画

5

推進体制

P D C Aによる進捗管理

○木津川市環境基本計画 重点エコプロジェクト進捗管理表

資料④

環境分野	重点エコプロジェクト	取組目標	市民	事業者	行政	数値目標 [H23年度 ⇒ R02年度] 単位	H30行政の取組実績 (数値目標は下線)	進捗
1. 自然環境 『木津川の悠久の流れがきらめくまち』	①木津川と木津川に流入する支川の水質改善をめざして『みんなで川をキレイにします』	市内河川のBOD一律2mg/L以下	○	○	○	BOD※2mg/L超過河川 [9 ⇒ 0] 河川 ※有機物汚濁の指標です。	河川水質調査の実施(25河川・年2回) <u>BOD2mg/L超過河川(13河川)</u> 赤田川水質調査の実施(5地点・月1回)	未達
		キッチン排水口に天ぷら油、残飯、調理くず等を流さない(ごみ分別を徹底)	○	○			ごみの分別と出し方ガイドブックの改訂・配布(全世帯) ごみ収集カレンダーの配布(全世帯) 廃食用油の拠点収集(リサ研・~9月)	
		下水道早期接続、し尿ぐみ取り・単独浄化槽の合併浄化槽への切替、合併浄化槽維持管理の適正化	○	○			下水道接続補助金(27件・530千円) 合併浄化槽補助金(13件・5,208千円) 合併浄化槽指導通知(16件) 合併浄化槽広報周知(3回)	
		下水道早期接続、合併浄化槽切替に対する支援・普及啓発			○			
		景観保全・自然保護活動への積極的な取組	○	○				
	②魚やホタルをはじめとする多様な動植物が生きる豊かな環境をめざして『みんなの責任で地域の風景を守り伝えます』	自然環境と歴史遺産が一体となった地域の保全	○	○	○		学研木津北地区の保全・整備 さとやま通信の発行(7回) みもろづく鹿背山里山学校 2018の開催(8回)	
		地域ぐるみ・企業ぐるみの里山保全活動	○	○				
		自然観察や動植物観察ができる環境づくり			○		学研木津北地区の保全・整備 こどもエコクラブの運営(会員31人・サポーター16人)	
		外来種の動植物を自然界に放さない	○	○			電話照会等への対応	

○木津川市環境基本計画 重点エコプロジェクト進捗管理表

資料④

環境分野	重点エコプロジェクト	取組目標	市民	事業者	行政	数値目標 [H23年度 ⇒ R02年度] 単位	H30行政の取組実績 (数値目標は下線)	進捗
2. 生活環境 『もったい ない精神 とエコの環 をひろげる まち』	①持続可能な循 環型社会の形成 をめざして 『みんなでごみダ イエットを進めま す』	ごみの減量化	○	○	○	生活系(可燃)ごみ排出量 [460.5 ⇒ 368] g/人・日 ※もったいないプランの指標から 算定 事業系(可燃)ごみ総排出量 [2,421 ⇒ 2,563] t/年	可燃ごみ有料指定袋制の導入(10月～) 有料指定袋制説明会(99回・3,085人) <u>生活系(可燃)ごみ排出量 404.8g/人・日</u> <u>事業系(可燃)ごみ総排出量 3,040t/年</u>	未達
		古紙類等回収事業の利用・ 協力	○				古紙集団回収補助金(161団体・2,295,646kg・ 11,478,230円) 広報記事掲載(1回) 小学校出前講座の実施(2回) 雑がみ袋の配布	
		生ごみ排出時の水きり徹底	○	○			ぎゅっとひとしづき運動(くるっと各事業に併せて実 施) 各種広報	
		ごみの減量化の啓発による ごみ処理施設の負担軽減			○		各種広報・HP記事掲載 ダンボールコンボ'z講習会(11回・138人)(H27年度～) バイオ式生ごみ処理容器補助金(13件・76,600円) バイオ式生ごみ処理容器貸出事業(32件)(H29年 度制度創設)	(拡 充)
	②公害のない快 適な生活環境を めざして 『家庭ごみなどの 野焼きや不法投 棄は許しません』	自主パトロール活動とモラ ル・マナーの向上	○	○		不法投棄回収件数 [20 ⇒ 5] 件/月		未達
		不法投棄・野焼き防止のた めの土地の維持管理	○	○			空地除草通知(165件) 不法投棄パトロール(46回) <u>不法投棄回収</u> (135件/年 ⇒ <u>11件/月</u>) 不法投棄防止監視カメラ設置(3箇所) 野焼き広報記事掲載(1回)、現地指導	
		定期的な不法投棄パトロー ル			○			
		不法投棄・ペットのふん放置 防止のための意識啓発			○		啓発看板貸与(不法投棄44枚、ペット66枚) 広報記事掲載(2回)、現地指導	

○木津川市環境基本計画 重点エコプロジェクト進捗管理表

資料④

環境分野	重点エコプロジェクト	取組目標	市民	事業者	行政	数値目標 [H23年度 ⇒ R02年度] 単位	H30行政の取組実績 (数値目標は下線)	進捗
3. 地球環境 『かけがえ のない地 球を後世 に受け継 ぐまち』	①地球温暖化防 止対策の推進を めざして 『風の道をつ くり、まちを涼しくし ます』	雨水等を利用した打ち水	○	○			雨水タンク補助金(21件・463,500円) H27年度制度拡充(補助率1/2⇒3/4 上限額20千 円⇒30千円)	(拡 充)
		植樹、グリーンカーペット、グ リーンカーテンの設置による 木陰づくり・緑化率向上	○	○				
		公共施設へのグリーンカ ーテン設置			○	職員常駐公共施設グリーンカ ーテン設置率 [50 ⇒ 100] %	市施設・関係機関等へのゴーヤ苗配布(46件・約 1,000株) <u>職員常駐公共施設グリーンカーテン設置率 47%</u>	未 達
		公共施設の屋上緑化・壁面 緑化、道路の街路樹・グリー ンカーペットによる木陰づ くり・緑化率向上			○			
	②再生可能エ ネルギーの利用の 促進のため 『自然エネル ギータウンをめ ざします』	自然エネルギーに関する学 習会・イベント等への積極参 加、温室効果ガス排出量削 減の取組	○	○			環境まつり(くるっと)(参加10団体・参加者約350人) 環境啓発講演会(2回)(H29～)	(拡 充)
		継続的な省エネルギー活動 (クールビズ、ウォームビズな ど)	○	○	○		クールビズ期間設定(5～10月)	
		事務・事業による温室効果ガ ス排出量の削減			○	市の事務・事業による温室効果 ガス排出量 [H21:5,804 ⇒ H27:5,455] t -CO2	庁舎の省エネ対策(空調温度設定、間引照明、エレ ベーター間引運転等) <u>市の事務・事業による温室効果ガス排出量 6,883t-CO2</u> ※電力の排出係数を固定した場合5,830t-CO2	未 達
		設置可能な自然エネルギー 設備の導入	○	○	○			
		市民の自然エネルギー設備 の普及支援、市民・事業者へ の温室効果ガス排出削減の 啓発			○		太陽光発電・蓄電設備補助金(28件・9,309,000円) H29年度事業創設(上限額230千円/件)	(拡 充)

○木津川市環境基本計画 重点エコプロジェクト進捗管理表

資料④

環境分野	重点エコプロジェクト	取組目標	市民	事業者	行政	数値目標 [H23年度 ⇒ R02年度] 単位	H30行政の取組実績 (数値目標は下線)	進捗
4. 文化環境 『市民みんなが環境リーダーをめざすまち』	①環境教育の推進をめざして『リサイクル研修ステーションをあらゆる環境情報基地に』	リサイクル研修ステーション利用者の増加	○	○	○	リサイクル研修ステーション利用者数 [9,600 ⇒ 11,400] 人/年	リサイクル研修ステーション利用者(6,298人/半年) <u>H30.9末で施設廃止(巡回型事業に移行)</u>	一
		環境・3Rに関する学習会・イベント等への積極参加、自主的な環境活動の取組	○	○			環境啓発講演会の実施(2回) (H29～)	(拡充)
		関係団体が自主的に連携・情報交換を図れる体制づくり支援			○			
		市民への情報発信・人材育成、市民・事業者の環境情報の提供等の情報基地づくり			○		環境まつりの実施(くるっと) (参加10団体・参加者約350人)	
	②環境美化・環境保全活動の推進をめざして『ボランティアによる環境活動を積極的に支援します』	継続的な清掃美化ボランティア活動	○	○			地域清掃への備品提供・ごみ回収支援 ボランティア袋の配布	
		市民・事業者の清掃美化ボランティア活動の支援・普及啓発			○		木津川一斉清掃(木津川を美しくする会・漁協)(1回・3箇所・68人)	
		森林・里山の保全を目的とした環境保全ボランティア活動	○	○			さとやま通信の発行(7回) みもろづく鹿背山里山学校 2018の開催(8回)	
		アダプト・プログラムへの登録、活動推進・参加者増加	○	○	○	アダプトプログラム登録者数 [1,180 ⇒ 1,630] 人	アダプトプログラム備品支給・保険加入・ごみ回収 <u>アダプトプログラム登録</u> (44団体・2,845人)	達成

○第2次木津川市環境基本計画の策定方針・全体構成（たたき台）

計画の背景・目的・位置づけ・期間 [現行計画 + SDGs、パリ協定、国・府の新しい環境基本計画 等]

【第1回審議会】これからの環境を考えるとき、背景等で触れておくべきことは（キーワード等）。

計画の基本となる考え方・将来像 [キーワード案：「持続可能」「循環型社会」「共生」「脱/低炭素」]

【第1回審議会】これからの環境を考えるとき、どのような考え方が必要か（キーワード等）。

計画の対象範囲（柱立て） [全体を通じたパートナーシップの考え方を記載。規模の異なる3つの環境分野を設定。]

全体を通じた、市民・事業者等とのパートナーシップの考え方

範囲大・遠い

範囲小・身近

地球環境（地球全体の環境）

- ・地球温暖化
- ・再エネ、省エネ

考え方・目標

行政の施策・取組

市民・事業者等とのパートナーシップ（分野毎）

関係計画

環境以外の分野との連携
SDGsとの関係

自然・文化環境（市全体の環境）

- ・自然（里山・川）
- ・動植物の生態系
- ・大気、水質

考え方・目標

行政の施策・取組

市民・事業者等とのパートナーシップ（分野毎）

関係計画

環境以外の分野との連携
SDGsとの関係

生活環境（家の周辺の環境）

- ・廃棄物
- ・まち美化
- ・騒音・振動・悪臭
- ・ペット
- ・空地

考え方・目標

行政の施策・取組

市民・事業者等とのパートナーシップ（分野毎）

関係計画

環境以外の分野との連携
SDGsとの関係

【第1回審議会】柱立てはこれで良いか。

計画の推進体制 [現行計画 + 審議会報告]

○第2次木津川市環境基本計画策定スケジュール（案）

資料⑥

年度	令和元（2019）年度		令和2（2020）年度					
	月	2019年 11月	2020年 2月	5~6月	7~8月	10月	12~1月	2021年 2~3月
審議会	第1回 ・審議会運営 ・現行計画の進捗 ・策定方針・全体構成（意見交換） ・策定スケジュール	第2回 ・策定方針・全体構成（決定） ・計画期間 ・推進体制 ・各環境分野の概要（意見交換） ⇒ 骨子案	第3回 ・各環境分野の考え方（決定） ・各環境分野の施策 パートナーシップ 他分野連携（意見交換） ・ヒアリングの内容 ⇒ 素案	団体・事業者等ヒアリング	第4回 ・ヒアリングの結果 ・各環境分野の施策 パートナーシップ 他分野連携（決定） ⇒ 中間案	パブリックコメント	第5回 ・パブリックコメントの結果 ・今後の取組 ⇒ 最終案	答申 政策会議 計画策定
備考			※ 状況により審議会を1回追加開催（3・4回の間）					

○環境に関する最近の動向
(木津川市環境基本計画の位置づけ等)

参考資料①

1. 木津川市環境基本計画の位置づけ ・・・ P 2
2. 持続可能な開発のための2030アジェンダについて（外務省資料・抜粋） ・・・ P3
3. 「おしえて！地球温暖化」（環境省パンフレット・抜粋） ・・・ P7
4. RE100概要（環境省資料・抜粋） ・・・ P 11
5. 第5次環境基本計画の概要（環境省資料・抜粋） ・・・ P 12
6. プラスチック製買い物袋の有料化のあり方について（環境省資料・抜粋） ・・・ P 18
7. 第3次京都府環境基本計画（仮称）について（京都府資料・抜粋） ・・・ P 20
8. 第2次木津川市総合計画について（木津川市資料・抜粋） ・・・ P 24

○木津川市環境基本計画の位置づけ

世界（国連）の動き

持続可能な開発目標 SDGs

【内容】2015年に採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で示された国際目標
持続可能な世界を実現するための17のゴールを設定
【期間】2016～2030年

パリ協定

【内容】2015年に合意された気候変動に対する国際的枠組み
・世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃以内に抑える努力をする。
・今世紀後半、温室効果ガス排出量と吸収量をバランスさせる。

国・府の環境基本計画

第5次環境基本計画（国）

【根拠】環境基本法
【内容】環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
【期間】2018年度から約6年間
【特徴】SDGsの考え方を活用し環境・経済・社会の統合的向上を目指す。

新京都府環境基本計画（府）

【根拠】京都府環境を守り育てる条例
【内容】環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
【期間】2010～2020年度
【特徴】見直しに向けた審議中

第2次木津川市総合計画

【内容】中長期を見通したまちづくりを進めるための市の最上位の計画
基本構想、基本計画、実施計画の3層構成
【期間】2019～2028年度

木津川市環境基本計画

【根拠】木津川市環境基本条例
【内容】木津川市の環境の保全及び創造に関する基本的な計画
【期間】2013～2020年度

環境分野の関係計画

ごみ処理 基本計画

ごみ減量化 推進計画

地球温暖化対策 実行計画（事務事業編）

等

各分野の関係計画

- ・都市計画マスター・ラン
- ・緑の基本計画
- ・農業振興地域整備計画
- ・森林整備計画
- ・鳥獣被害防止計画

等

持続可能な開発のための2030アジェンダ

SDGsは、2015年9月の国連サミットで全会一致で採択。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年までを期限とする 17の国際目標。その特徴は、以下の5つ。



普遍性 先進国を含め、全ての国が行動する

「持続可能な開発のための2030開発アジェンダ」
(外務省) (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/000270935.pdf>)

包摂性 人間の安全保障の理念を反映し、「誰一人取り残さない」

参画型 全てのステークホルダー(政府、企業、NGO、有識者等)が役割を

統合性 社会・経済・環境は不可分であり、統合的に取り組む

透明性 モニタリング指標を定め、定期的にフォローアップ

前身:ミレニアム開発目標(Millennium Development Goals: MDGs)

- 2001年に国連で策定。2000年に採択された「国連ミレニアム宣言」と、1990年代の主要な国際会議で採択された国際開発目標を統合したもの。
- 発展途上国向けの開発目標として、2015年を期限とする8つの目標を設定。
(①貧困・飢餓、②初等教育、③女性、④乳幼児、⑤妊産婦、⑥疾病、⑦環境、⑧連帯)
 - ✓ MDGsは一定の成果を達成。一方で、未達成の課題も残された。
 - 極度の貧困半減(目標①)やHIV・マラリア対策(同⑥)等を達成。
 - ✗ 乳幼児や妊産婦の死亡率削減(同④、⑤)は未達成。サブサハラアフリカ等で達成に遅れ。

環境
(リオ+20)

人権

平和

【参考】持続可能な開発目標(SDGs)の概要

(①貧困)

1 貧困をなくそう



(②飢餓)

2 飢餓をゼロに



(③保健)

3 すべての人に健康と福祉を



(④教育)

4 質の高い教育をみんなに



(⑤ジェンダー)

5 ジェンダー平等を実現しよう



(⑥水・衛生)

6 安全な水とトイレを世界中に



(⑦エネルギー)

7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに



(⑧成長・雇用)

8 働きがいも経済成長も



(⑨イノベーション)

9 産業と技術革新の基盤をつくろう



(⑩不平等)

10 人や国の不平等をなくそう



(⑪都市)

11 住み続けられるまちづくりを



(⑫生産・消費)

12 つくる責任つかう責任



(⑬気候変動)

13 気候変動に具体的な対策を



(⑭海洋資源)

14 海の豊かさを守ろう



(⑮陸上資源)

15 陸の豊かさも守ろう



(⑯平和)

16 平和と公正をすべての人に



(⑰実施手段)

17 パートナーシップで目標を達成しよう



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

ロゴ：国連広報センター作成

【参考】持続可能な開発目標(SDGs)の詳細

目標1 (貧困)	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
目標2 (飢餓)	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
目標3 (保健)	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
目標4 (教育)	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
目標5 (ジェンダー)	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
目標6 (水・衛生)	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
目標7 (エネルギー)	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
目標8 (経済成長と雇用)	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。
目標9 (インフラ、産業化、イノベーション)	強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
目標10 (不平等)	各国内及び各国間の不平等を是正する。
目標11 (持続可能な都市)	包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
目標12 (持続可能な生産と消費)	持続可能な生産消費形態を確保する。
目標13 (気候変動)	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
目標14 (海洋資源)	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
目標15 (陸上資源)	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
目標16 (平和)	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
目標17 (実施手段)	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。



今後の政府の取組とその発信・展開

2019年
前半

『SDGsアクションプラン2019』に基づいて
政府の取組を実施しつつ、更に具体化・拡充し、
日本の「SDGsモデル」を構築

2019年
後半

『SDGs実施指針』改定

2020年
以降

2030年までにSDGsを達成

日本のSDGsモデルを世界に発信

G20大阪サミット
(6月)

国連ハイレベル政治フォーラム
(閣僚級、7月、ニューヨーク)

TICAD7
(8月)

国連ハイレベル政治フォーラム
(首脳級、9月、ニューヨーク)

2020年東京オリンピック
・パラリンピック大会

2025年大阪・関西万博の開催



これら取組・発信を通じて……

「地方創生に向けたSDGsの推進について」
(首相官邸) (https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/pdf/sdgs_suishin.pdf) より抜粋

- ◆一層の普及・啓発活動を通じて、全国津々浦々までSDGsの認知度を上げる。
- ◆SDGsを具体的な行動に移す企業・地方を、政府の各種ツールを活用して後押し。
- ◆官民のベストプラクティスを通じて得られたSDGs推進の理念・手法・技術を、国内外に積極展開。

SDGsが創出する市場・雇用を取り込みつつ、国内外のSDGsを同時に達成し、
日本経済の持続的な成長につなげていく。



気候変動問題に対する世界の取組

「おしえて！地球温暖化」（環境省）
(<http://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/oshiete201903.pdf>) より抜粋

パリ協定 2015年12月合意、2020年始動

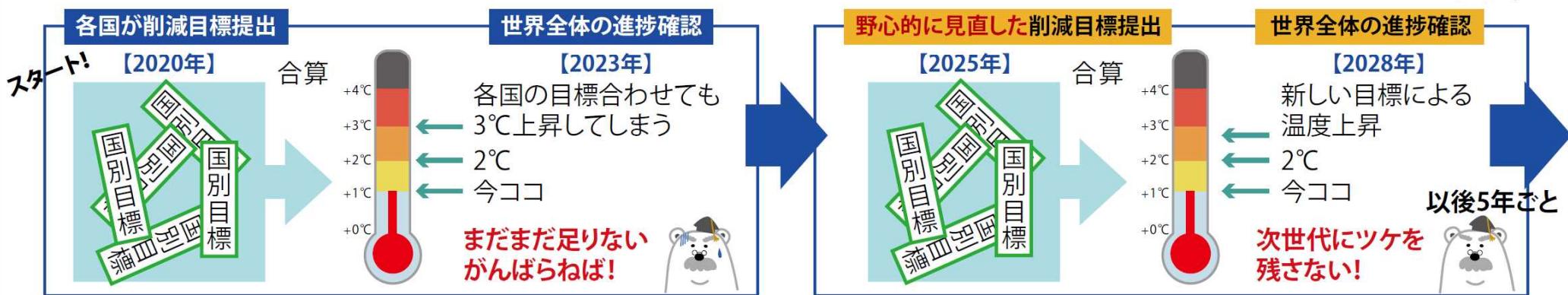
197の国と地域で採択！

世界共通の長期目標

産業革命以降の世界の気温上昇を2°Cより十分低く抑えよう (1.5°C以下に抑える努力をしよう。)。
そのために、21世紀後半に人間による温室効果ガスの実質的排出量をゼロにしよう。

● 5年ごとに世界全体の状況を把握するしくみ

くりかえし
つづく...



● 透明性

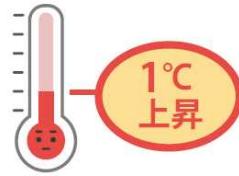
国別目標は達成できなくとも罰則はないが、国際的に進捗・達成状況を公表しなければならない。

● 途上国支援及び途上国による自主的な努力

先進国は、適応・技術移転・能力構築・資金の面で途上国を支援する。
一方、途上国にも自主的な資金提供を奨励。

互いに比較できる見える化で
達成を促す作戦じゃな。





今、日本ではどんな影響が出ているの？



暑熱による死亡リスク、熱中症

- 熱中症搬送者数や死者数が増加傾向。救急搬送者のうち65歳以上の高齢者が半数近くを占める。
- 死者の多かった2010年と2018年は記録的な高温の日が続いた。



農業

- 水稻:高温による品質の低下



身近な食べ物に
影響が出ているんじや。



白未熟粒(左)と正常粒(右)の断面
出典:農林水産省 平成29年地球温暖化影響
調査レポート(2018)

豪雨の頻発、台風の強大化

- 短時間強雨や大雨の増加に伴い、土砂災害・水害の発生頻度が増加



2017年の九州北部豪雨による被害
福岡県朝倉市の赤谷川、小河内川、乙石川合流点付近における流木の被害(7月8日撮影)

出典:国土交通省 平成29年7月九州北部豪雨による
土砂災害の概要 <速報版>vol.6(2017)

- 農地に不要な水が溜まる
湛水被害の増加

ここ数年は大きな災害が
多かったのう。



これからも続くのかな?



集中豪雨による農地の湛水被害
出典:農林水産省 気候変動適応計画
(概要)(2015)

「おしえて！地球温暖化」(環境省)

(<http://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/oshiete201903.pdf>) より抜粋

温暖化すると日本の未来はどうなるの？



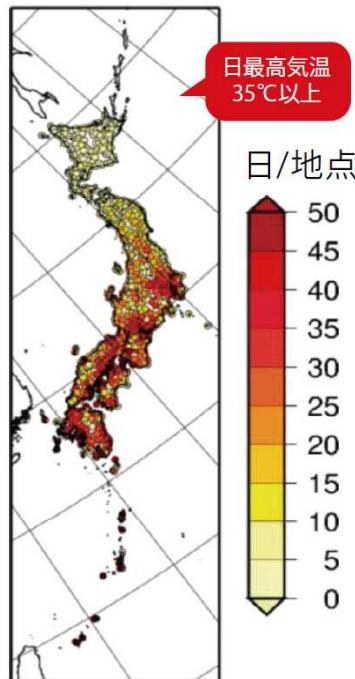
今のペースで温暖化が進んだ場合※の予測を見てみよう。

ここにある分布図は、気温、雨、雪が、**20世紀末**(1980～1999年)を基準とした時、**21世紀末**(2076～2095年)までに、どう変化するかを予測したものじゃ。

※現状を上回る追加的な温暖化対策をとらない(RCP8.5シナリオ)場合

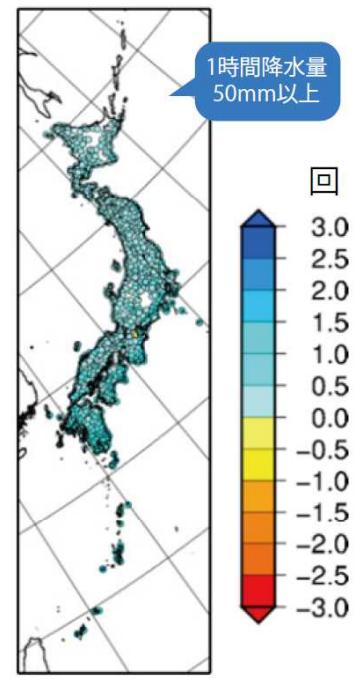
■猛暑日日数(年間)

全国で増加



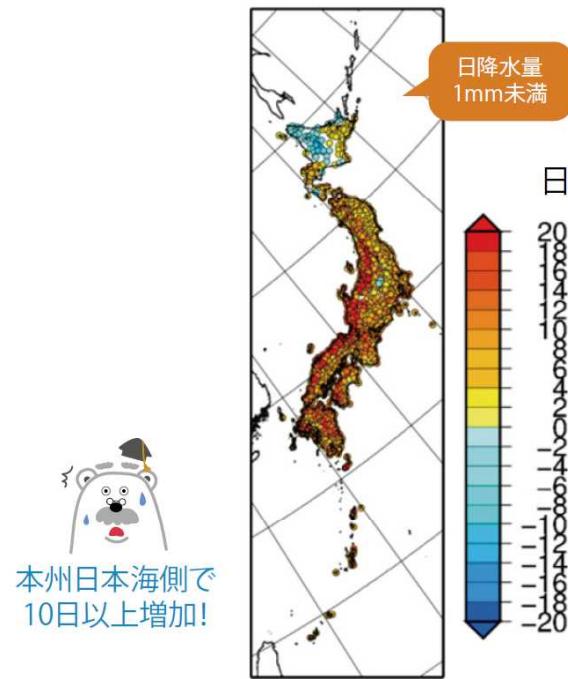
■短時間強雨の発生回数(年間)

ほぼ全国で増加



■無降水日数(年間)

ほぼ全国で増加



今より影響が大きくなりそうだね。



そうなんじゃ。経験したことのない影響があちこちに出てくると予測されとる。

出典:気象庁 地球温暖化予測情報第9巻(2017)

「おしえて！地球温暖化」(環境省)

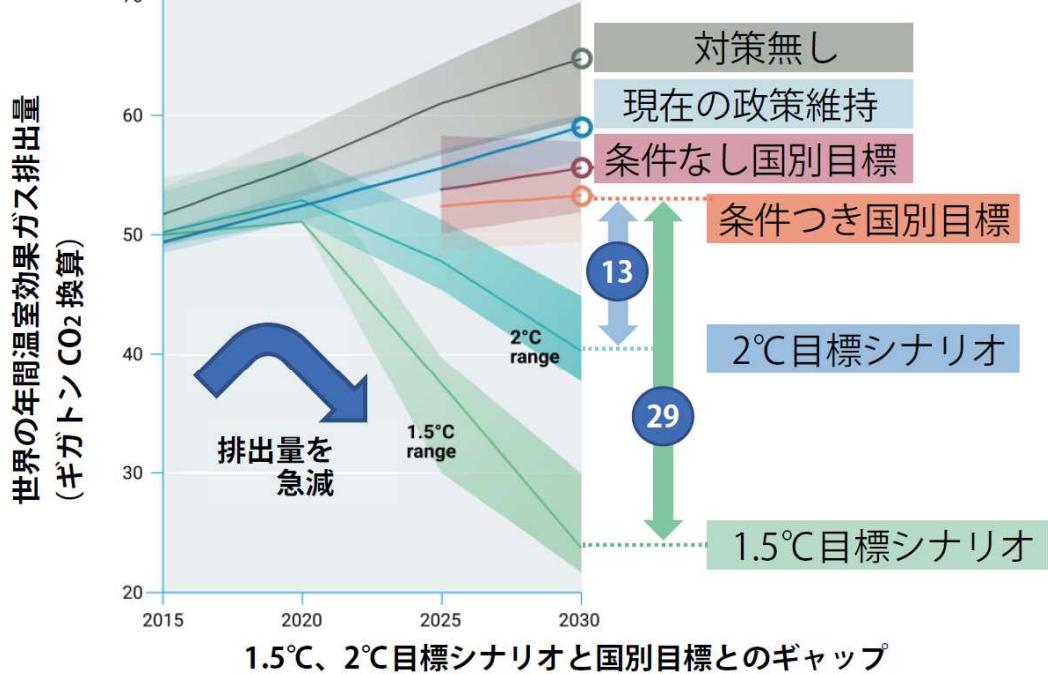
(<http://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/oshiete201903.pdf>) より抜粋

緩和策

温室効果ガス(主にCO₂)の排出削減と吸収



- 温暖化を1.5°Cあるいは2°Cに抑えるには、温室効果ガスの排出量を大きく減らさなければならないんじや。
- 2020年に始動するパリ協定で、各國はそれぞれ2030年までの削減目標を提出するんじやが、すべての国が目標を達成したとしても、2°C目標には13ギガトン、1.5°C目標には29ギガトンも削減が足りん。
- 世界中の努力と多くの分野での急速な変革が必要じや。



ぼくたちはどうすればいいの？



できること、いろいろあるね



RE100 概要

- **事業運営で使用する電力を100%再エネにて調達**することを目標に掲げるイニシアチブ。
- 参加企業は年に1回、再エネ電力の利用状況や、再エネ電力の発電量について報告が必要。※報告方法は、「CDPの気候変動質問書への回答」もしくは「RE100独自フォーマットでの回答」
- 2018年11月21日現在、世界で155の企業が加盟（日本企業はリコー、積水ハウス、アスクル、大和ハウス、ワタミ、イオン、城南信用金庫、丸井、エンビプロHD、富士通、SONY、芙蓉総合リース、生活協同組合コープさっぽろの13社）。一部では取引先に再エネ調達を求める動きも。

<加盟要件>

○対象企業

- ・グローバルまたは国内で認知度・信頼度が高い
- ・主要な多国籍企業（フォーチュン1000又はそれに相当）
- ・電力消費量が大きい（年間100GWh以上相当。現在、日本企業は10GWに基準が緩和されている）
- ・RE100の目的に寄与する、何らかの特徴と影響力を有する

○再エネ電力の定義

- ・太陽光・太陽熱、水力、風力、地熱、バイオマス（バイオガス含む）（原発は対象外）
- ・上記の再エネ由来の電力であることをトラッキングできることを近年重視

○証書の発行時期

- ・電力の消費期間となるべく近い時期に発行・償却された証書を使用すること

○時間軸

- ・2050年までにすべての消費電力を再エネ電力とすること
- ・2020年までに30%、2030年までに60%、2040年までに90%の中間目標を設けることを推奨
- ・国の再エネ比率の目標、および企業が直接再エネを利用できる市場の整備について政策関与を積極的に行い、また、そのことを公表

第五次環境基本計画の全体構成

「第五次環境基本計画の概要」(環境省) (<https://www.env.go.jp/press/files/jp/108981.pdf>)

環境基本計画について

- ・環境基本計画とは、環境基本法第15条に基づき、**環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等**を定めるもの。
- ・計画は**約6年ごとに見直し**（第四次計画は平成24年4月に閣議決定）。
- ・平成29年2月に環境大臣から**計画見直しの諮問**を受け、中央環境審議会における審議を経て、平成30年4月9日に**答申**。
- ・答申を踏まえ、平成30年4月17日に**第五次環境基本計画**を閣議決定。

第1部 環境・経済・社会の状況と環境政策の展開の方向

- 現状と課題認識（我が国が抱える課題は相互に連関・複雑化。SDGs、パリ協定などの国際的な潮流）。
- 今後の環境政策の展開の基本的考え方（イノベーションの創出、経済・社会的課題との同時解決）。

第2部 環境政策の具体的な展開

- ①分野横断的な**6つの「重点戦略」**（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を設定。

※重点戦略の展開にあたっては、**パートナーシップ**（あらゆる関係者との連携）を重視。

※各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し支え合う**「地域循環共生圏」**の創造を目指す。

- ②環境リスク管理等の環境保全の取組は、**「重点戦略を支える環境政策」**として揺るぎなく着実に推進。

第3部 計画の効果的実施

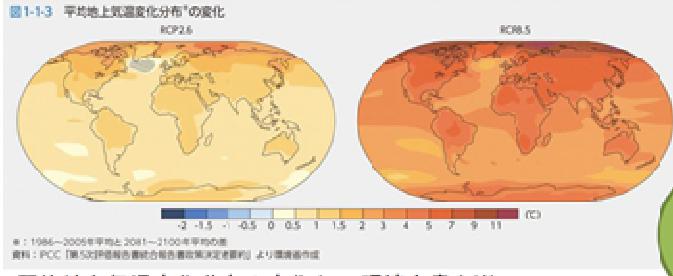
- 国及び各主体による取組の推進、計画の点検・指標の活用、計画の見直しについて記載。
- 「重点戦略」に係る点検は、優良事例のヒアリングを中心に実施。

第4部 環境保全施策の体系

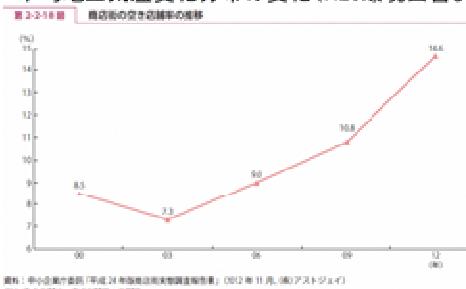
- 環境保全施策の全体像を体系的に記載。

我が国が抱える環境・経済・社会の課題

「第五次環境基本計画の概要」(環境省) (<https://www.env.go.jp/press/files/jp/108981.pdf>)



平均地上気温変化分布の変化 (H29環境白書より)



商店街の空き店舗率の推移
(中企庁HPより)



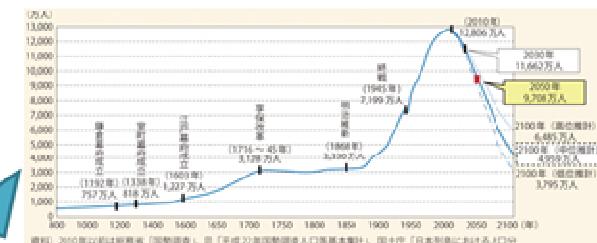
人工知能のイメージ(産総研HPより)

環境の課題

- 温室効果ガスの大幅排出削減
- 資源の有効利用
- 森林・里地里山の荒廃、野生鳥獣被害
- 生物多様性の保全 など



ニホンジカによる被害
(環境省HPより)



我が国人口の長期的推移
(国交省HPより)

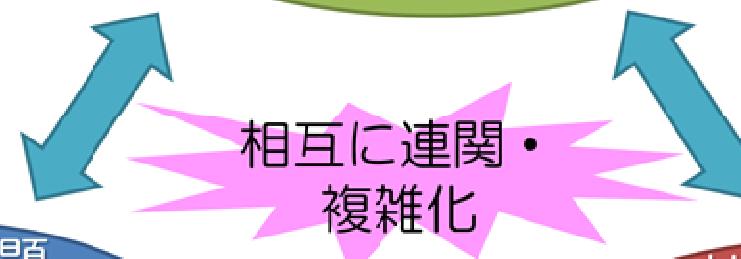
社会の課題

- 少子高齢化・人口減少
 - 働き方改革
 - 大規模災害への備え など
- 

H29年7月九州北部豪雨
(国交省HPより)

環境・経済・社会の
統合的向上が求められる!

相互に連関・
複雑化



持続可能な社会に向けた国際的な潮流

「第五次環境基本計画の概要」(環境省) (<https://www.env.go.jp/press/files/jp/108981.pdf>)

○ 2015年9月 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択

※ 複数の課題の統合的解決を目指すSDGsを含む。

○ 2015年12月 「パリ協定」採択

※ 2°C目標達成のため、21世紀後半には温室効果ガス排出の実質ゼロを目指す。



新たな文明社会を目指し、大きく考え方を転換(パラダイムシフト)
していくことが必要。

第五次環境基本計画の基本的方向性

「第五次環境基本計画の概要」(環境省) (<https://www.env.go.jp/press/files/jp/108981.pdf>)

目指すべき社会の姿

1. 「地域循環共生圏」の創造。
2. 「世界の範となる日本」の確立。

※ ① 公害を克服してきた歴史
 ② 優れた環境技術
 ③ 「もったいない」など循環の精神や
 自然と共生する伝統
 を有する我が国だからこそできことがある。

3. これらを通じた、持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）の実現。

本計画のアプローチ

1. SDGsの考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化。

- 環境政策を契機に、あらゆる観点からイノベーションを創出
 → 経済、地域、国際などに関する諸課題の同時解決を図る。
 → 将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていく。

2. 地域資源を持続可能な形で最大限活用し、経済・社会活動をも向上。

- 地方部の維持・発展にもフォーカス → 環境で地方を元気に！

3. より幅広い関係者と連携。

- 幅広い関係者とのパートナーシップを充実・強化



地域循環共生圏

- 各地域がその特性を活かした強みを発揮
 → 地域資源を活かし、自立・分散型の社会を形成
 → 地域の特性に応じて補完し、支え合う

第五次環境基本計画における施策の展開

○ 分野横断的な**6つの重点戦略を設定。**

→ **パートナーシップ**の下、環境・経済・社会の**統合的向上を具体化。**

→ 経済社会システム、ライフスタイル、技術等あらゆる観点から**イノベーションを創出。**

「第五次環境基本計画の概要」(環境省) (<https://www.env.go.jp/press/files/jp/108981.pdf>)

6つの重点戦略

①持続可能な生産と消費を実現する グリーンな**経済システムの構築**

- ESG投資、グリーンボンド等の普及・拡大
- 税制全体のグリーン化の推進
- サービサイジング、シェアリング・エコノミー
- 再エネ水素、水素サプライチェーン
- 都市鉱山の活用 等



洋上風力発電施設
(H28環境白書より)

②国土のストックとしての価値の向上

- 気候変動への適応も含めた強靭な社会づくり
- 生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR)
- 森林環境税の活用も含めた森林整備・保全
- コンパクトシティ・小さな拠点 + 再エネ・省エネ
- マイクロプラを含めた海洋ごみ対策 等



土砂崩壊防備保安林
(環境省HPより)

③地域資源を活用した持続可能な**地域づくり**

- 地域における「人づくり」
- 地域における環境金融の拡大
- 地域資源・エネルギーを活かした収支改善
- 国立公園を軸とした地方創生
- 都市も関与した森・里・川・海の保全再生・利用
- 都市と農山漁村の共生・対流 等



バイオマス発電所
(H29環境白書より)

④健康で心豊かな暮らしの実現

- 持続可能な消費行動への転換
(倫理的消費、COOL CHOICEなど)
- 食品ロスの削減、廃棄物の適正処理の推進
- 低炭素で健康な住まいの普及
- テレワークなど働き方改革 + CO2・資源の削減
- 地方移住・二地域居住の推進 + 森・里・川・海の管理
- 良好的な生活環境の保全 等



森里川海のつながり
(環境省HPより)

⑤持続可能性を支える**技術の開発・普及**

- 福島イノベーション・コスト構想→脱炭素化を牽引
(再エネ由来水素、浮体式洋上風力等)
- 自動運転、ドローン等の活用による「物流革命」
- バイオマス由来の 化成品創出
(セルロースナノファイバー等)
- AI等の活用による生産最適化 等



セルロースナノファイバー
(H29環境白書より)

⑥国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と 戦略的パートナーシップの構築

- 環境インフラの輸出
- 適応プラットフォームを通じた適応支援
- 温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」シリーズ
- 「課題解決先進国」として海外における
「持続可能な社会」の構築支援 等



水銀に関する水俣条約
第1回締約国会議
に出席した環境大臣

重点戦略を支える環境政策

環境政策の根幹となる環境保全の取組は、揺るぎなく着実に推進

○気候変動対策

パリ協定を踏まえ、地球温暖化対策計画に掲げられた各種施策等を実施
長期大幅削減に向けた火力発電（石炭火力等）を含む電力部門の低炭素化を推進
気候変動の影響への適応計画に掲げられた各種施策を実施

「第五次環境基本計画の概要」（環境省）（<https://www.env.go.jp/press/files/jp/108981.pdf>）



フロンガス回収
(環境省HPより)

○循環型社会の形成

循環型社会形成推進基本計画に掲げられた各種施策を実施



廃棄物分別作業
(環境省HPより)

○生物多様性の確保・自然共生

生物多様性国家戦略2012-2020に掲げられた各種施策を実施



絶滅危惧種
(イタセンバラ)

○環境リスクの管理

水・大気・土壤の環境保全、化学物質管理、環境保健対策



水環境保全
(環境省HPより)

○基盤となる施策

環境影響評価、環境研究・技術開発、環境教育・環境学習、環境情報 等



環境教育
(環境省HPより)

○東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応

中間貯蔵施設の整備等、帰還困難区域における特定復興再生拠点の整備、
放射線に係る住民の健康管理・健康不安対策、資源循環を通じた被災地の復興、
災害廃棄物の処理、被災地の環境保全対策等 等



中間貯蔵施設
土壤貯蔵施設

プラスチック製買物袋の有料化のあり方について(案)

中央環境審議会循環型社会部会レジ袋有料化検討小委員会資料抜粋 R1年11月1日

- 消費者が商品の購入に際し商品を持ち運ぶために用いる、化石資源由来のワンウェイのプラスチック製の買物袋を省令に基づく有料化の対象とする(用途、素材及び形状による特定)。
- プラスチック製買物袋の価格設定については、サイズ・用途や仕入れ主体・方法などにより、様々なケースが考えられることから、各事業者が消費者のライフスタイル変革を促すという本制度の趣旨・目的を踏まえつつ、自ら設定するものとする。
- プラスチック製買物袋を利用する事業者の規模にかかわらず一律に対象とする。
- 実施に当たっては、システムの変更や買物袋の仕様変更等にかかる準備期間や周知期間も考慮した結果、来年7月1日から一律に施行する。その上で、これに先立ち前倒して準備を進められる事業者が先駆けて有料化を実施することを併せて推奨する。

陸上から海洋に流出したプラスチックごみ発生量 (2010年推計) ランキング

1位 中国	132～353万 t / 年
2位 インドネシア	48～129万 t / 年
3位 フィリピン	28～75万 t / 年
4位 ベトナム	28～73万 t / 年
5位 スリランカ	24～64万 t / 年
⋮	⋮
20位 アメリカ	4～11万 t / 年
⋮	⋮
30位 日本	2～6万 t / 年

○ダボス会議 (H28.1) では、2050年までに海洋中のプラスチックの重量が、魚の重量を超過するとの試算が報告。

プラスチック資源循環戦略 (2019年5月)

地球規模での資源・廃棄物制約、海洋プラスチック問題、地球温暖化等への対策として、これまで進めてきたプラスチックの3R(リデュース、リユース、リサイクル)や適正処理を更に推進し、またイノベーションを促進することなどを目的として、今年5月末に策定。

基本原則

3R + Renewable

(リデュースに関する重点戦略)

- レジ袋の有料化義務化（無料配布禁止等）をはじめとした、ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品の「価値づけ」を通じての消費者のライフスタイル変革促進

マイルストーン

- ① **2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制**
- ② 2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに
- ③ 2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル
- ④ 2035年までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイクル等により、有効利用
- ⑤ 2030年までに再生利用を倍増
- ⑥ 2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入

「レジ袋有料化に係る背景について」(環境省)
(<http://www.env.go.jp/recycle/y0313-03/s1.pdf>)を加工して作成

1 計画策定の趣旨

- ・計画策定の背景
- ・京都の使命と役割
- ・計画の目的、性格
- ・目標年次 2030年

2 現状と課題、社会の動き

(1) 京都府の現状と課題

- <現状・背景・受け継がれてきたもの>
- ・京都の生活、文化を育んできた自然環境
- ・「海・森・お茶の京都」「竹の里乙訓」など多様な地域特性
- ・大学等の充実した教育機関
- ・町衆等の伝統的な中間組織の存在 …
- <課題>
- ・人口減少と少子高齢社会の本格化
- ・気候変動による自然災害への対応
- ・絶滅のおそれのある野生生物種の増加
- ・プラスチック、海洋漂着物などの問題
- ・担い手不足、知識や技術の承継 …

(2) 環境をめぐる動き

- ・SDGsの概念の普及
- ・AI、IoT、5G等の技術進歩
- <国際的な動き>
- ・パリ協定、IPCC1.5°C報告書
- ・G20大阪ブルー・オーシャン・ビジョン
- ・生物多様性条約第14回締約国会議
- ・POPRC14(PFOA廃絶対象物質追加勧告)
- <国内の動き>
- ・パリ協定長期成長戦略
- ・第五次環境基本計画／第5次エネルギー基本計画／第4次循環型社会形成推進基本計画／水素基本戦略／プラスチック資源循環戦略
- ・固定価格買取制度(FIT)抜本改正

3 京都府が目指す将来像(2050年頃)

暮らしや文化が自然と調和し共生する、脱炭素で持続可能な社会
～一人ひとりの夢や希望がすべての地域で実現できる京都府をめざして～

「第3次京都府環境基本計画(仮称)の全体構成」(京都府)

(<https://www.pref.kyoto.jp/shingikai/kankyo-01/documents/siryou3.pdf>)

4 計画の基本となる考え方

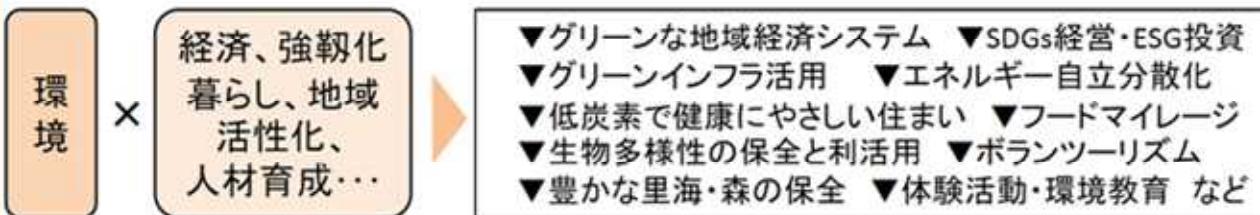
◎環境×経済×社会の統合的向上 (SDGs)

経済、地域などにさまざまな課題の同時解決を図るため分野横断的・統合的施策を展開
環境を守ることが質の高い快適な生活、豊かな社会につながるような施策を展開
「誰ひとり取り残さない」社会の実現に向け多様な立場や地域特性に応じた施策を展開

◎人材育成とパートナーシップ強化

主体的に参加する意識の醸成と環境・経済・社会や世代、地域等をつなぐ人材を育成
行動促進とコーディネート機能を有する中間組織のさらなる連携強化

5 分野横断的・統合的施策の展開方向(2030年)



6 分野毎の環境施策の展開方向(2030年)

持続可能な脱炭素社会に向けた取組

省エネ、再エネ、蓄エネ
EMS、VPP、エコ・エネルギーポート化

ゼロエミッションを目指した2R優先の循環社会の促進

AI・IoT等技術活用・情報集約、
もったいない精神・エシカル消費促進
海岸漂着物・プラスチック資源循環戦略

安心・安全な暮らしを支える生活環境の保全

環境モニタリング、不法投棄対策
気候変動適応策、有害化学物質対策
エネルギー安定供給

京都らしい
地域特性に
応じた取組

自然と生活・文化が共生する地域社会の継承

里地域の再生、多様な生態系の保全
外来生物対策、エネルギー地産地消
知見の集積・人材育成

1 計画策定の趣旨

「京都府環境基本計画の見直しについて」（京都府）

（<https://www.pref.kyoto.jp/shingikai/kankyo-01/documents/siryou1.pdf>）より抜粋

【計画期間】京都府が目指す21世紀半ば(2050年頃)の将来像を展望しながら、おおむね2030年度を目途として取り組む施策展開の方向を示す。

2 現状と課題、環境をめぐる動き

(1) 京都府の現状と課題

- ＜現状・背景・受け継がれてきたもの＞
 - ・京都の生活、文化を育んできた自然環境
 - ・「海・森・お茶の京都」「竹の里乙訓」など多様な地域特性
 - ・大学等の充実した教育機関
 - ・町衆等の伝統的な中間組織の存在 …

＜京都府が抱える課題＞

- ・人口減少と少子高齢社会の本格化
- ・気候変動による自然災害への対応
- ・絶滅のおそれのある野生生物種の増加
- ・プラスチックごみ、海洋漂着物等の問題
- ・担い手不足、知識や技術の継承 …

(2) 環境をめぐる動き

- ・SDGsの概念の普及
- ・AI、IoT、5G等の技術進歩

＜国際的な動き＞

- ・パリ協定、IPCC1.5°C報告書
- ・G20大阪ブルー・オーシャン・ビジョン
- ・生物多様性条約第14回締約国会議
- ・POPRC14(PFOA廃絶対象物質追加勧告)

＜国内の動き＞

- ・パリ協定長期成長戦略
- ・第五次環境基本計画／第5次エネルギー基本計画／第4次循環型社会形成推進基本計画／水素基本戦略／プラスチック資源循環戦略
- ・固定価格買取制度(FIT)抜本改正

3 京都府が目指す将来像（2050年頃）

「京都府環境基本計画の見直しについて」（京都府）

（<https://www.pref.kyoto.jp/shingikai/kankyo-01/documents/siryou1.pdf>）より抜粋

暮らしや文化が自然と調和し共生する、脱炭素で持続可能な社会

～一人ひとりの夢や希望がすべての地域で実現できる京都府をめざして～

『暮らしや文化が自然と調和し共生する』

＝ 京都府らしい環境とのつながりを表現

『脱炭素で持続可能な社会』

＝ 環境リスクを低減しつつ気候変動に適応した社会の実現に向け
パリ協定やSDGsの基本的な考え方を表現

『一人ひとりの夢や希望がすべての地域で実現できる京都府をめざして』

＝ 誰ひとり取り残さず、次の世代に希望をつなぐ社会を表現
(次期「京都府総合計画」の将来像との一致)

4 計画の基本となる考え方

「京都府環境基本計画の見直しについて」（京都府）

（<https://www.pref.kyoto.jp/shingikai/kankyo-01/documents/siryou1.pdf>）より抜粋

◎環境×経済×社会の統合的向上（SDGs）

- 経済、地域などに関するさまざまな課題の同時解決を図るため、分野横断的・統合的な施策を展開する。
- 環境を守る=制約ではなく、環境を守る=質の高い快適な生活、豊かな社会につながるような施策を展開する。
- 「誰ひとり取り残さない」社会の実現に向け、多様な立場や地域の特性に応じた施策を展開する。

◎人材育成とパートナーシップ強化

- 持続可能な社会づくりに主体的に参加する意識を醸成し、環境・経済・社会という幅広い分野や世代、地域等を越えてつなぐ人材を育成する。
- 府民の行動を促し、企業や研究機関など多様な主体を巻き込むコーディネート機能を有する中間組織とのさらなる連携強化を図る。

木津川市総合計画とは

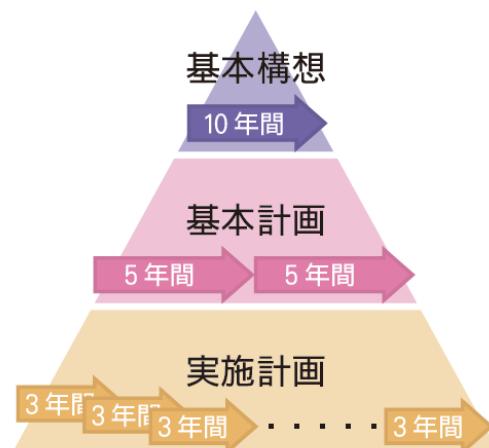
総合計画は、中長期を見通したまちづくりを進めるための市民と行政の指針であり、市の最上位の計画として各分野の施策を効果的に進めていく役割を担っています。木津川市誕生後に策定した第1次総合計画の終了を迎えるにあたり、**第2次木津川市総合計画**を策定するものです。

構 成

総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の三層で構成

期 間

2019年度から2028年度までの10年間



- ・まちづくりの基本原則、まちの将来像及びこれを実現するためのまちづくりの基本方針を示したもの
- ・計画期間：2019年度～2028年度（10年間）
- ・基本構想を実現するための政策・施策の基本方向等を体系的に示したもの
- ・中間年度となる2024年度に見直し
- ・施策の基本方向に基づく具体的な事務事業の内容を明らかにしたもの
- ・年間の計画として、毎年、修正を加えながらローリング方式により事業内容を示すもの

「第2次木津川市総合計画（概要版）」（木津川市）

（<http://www.city.kizugawa.lg.jp/index.cfm/10,496,c,html/496/20190326-091143.pdf>）より抜粋

木津川市を取り巻く環境の変化

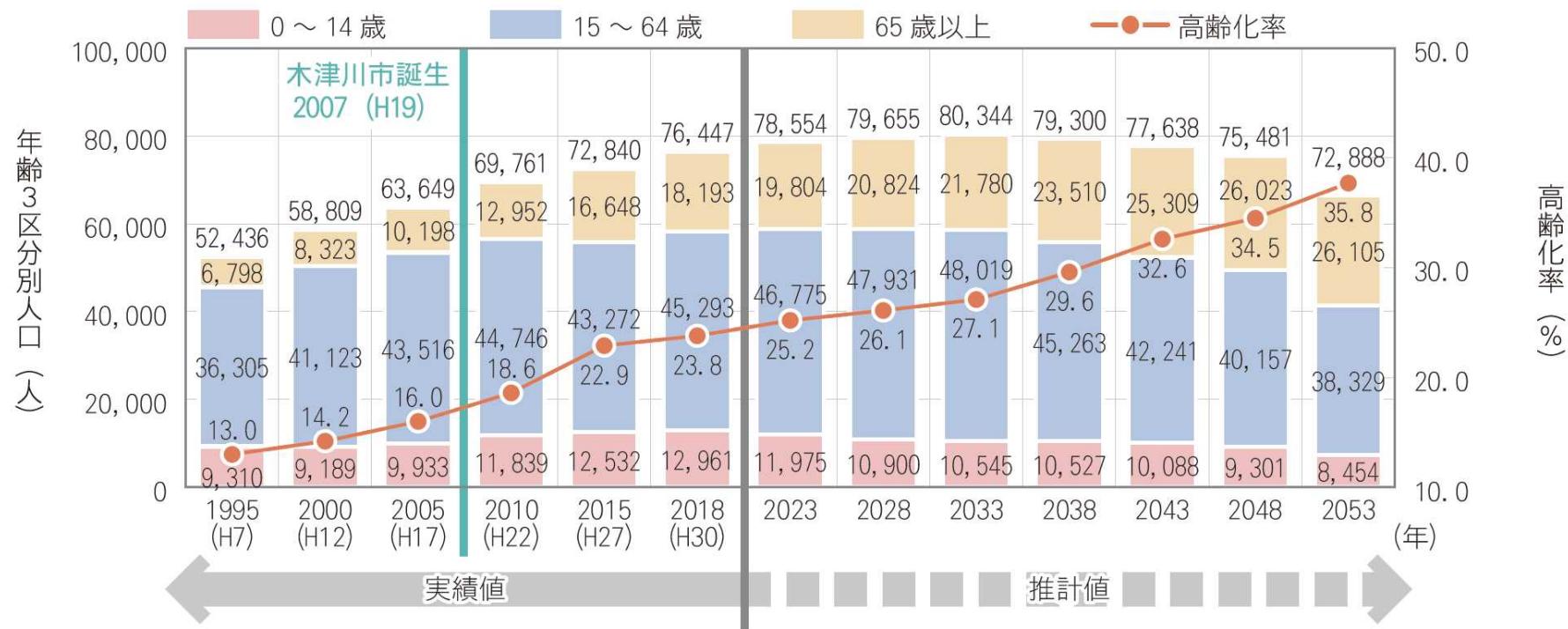
「第2次木津川市総合計画（概要版）」（木津川市）

（<http://www.city.kizugawa.lg.jp/index.cfm/10,496,c,html/496/20190326-091143.pdf>）より抜粋

（1）人口の将来動向を見据えたまちづくりの必要性

木津川市においては、今後しばらく人口は増加しますが、2033年の約8万人をピークとして減少に転じ、少子高齢化が着実に進むと予測され、これを前提としてまちづくりに取り組む必要があります。

年齢3区分別人口と高齢化率の推移（実績値と将来推計値）

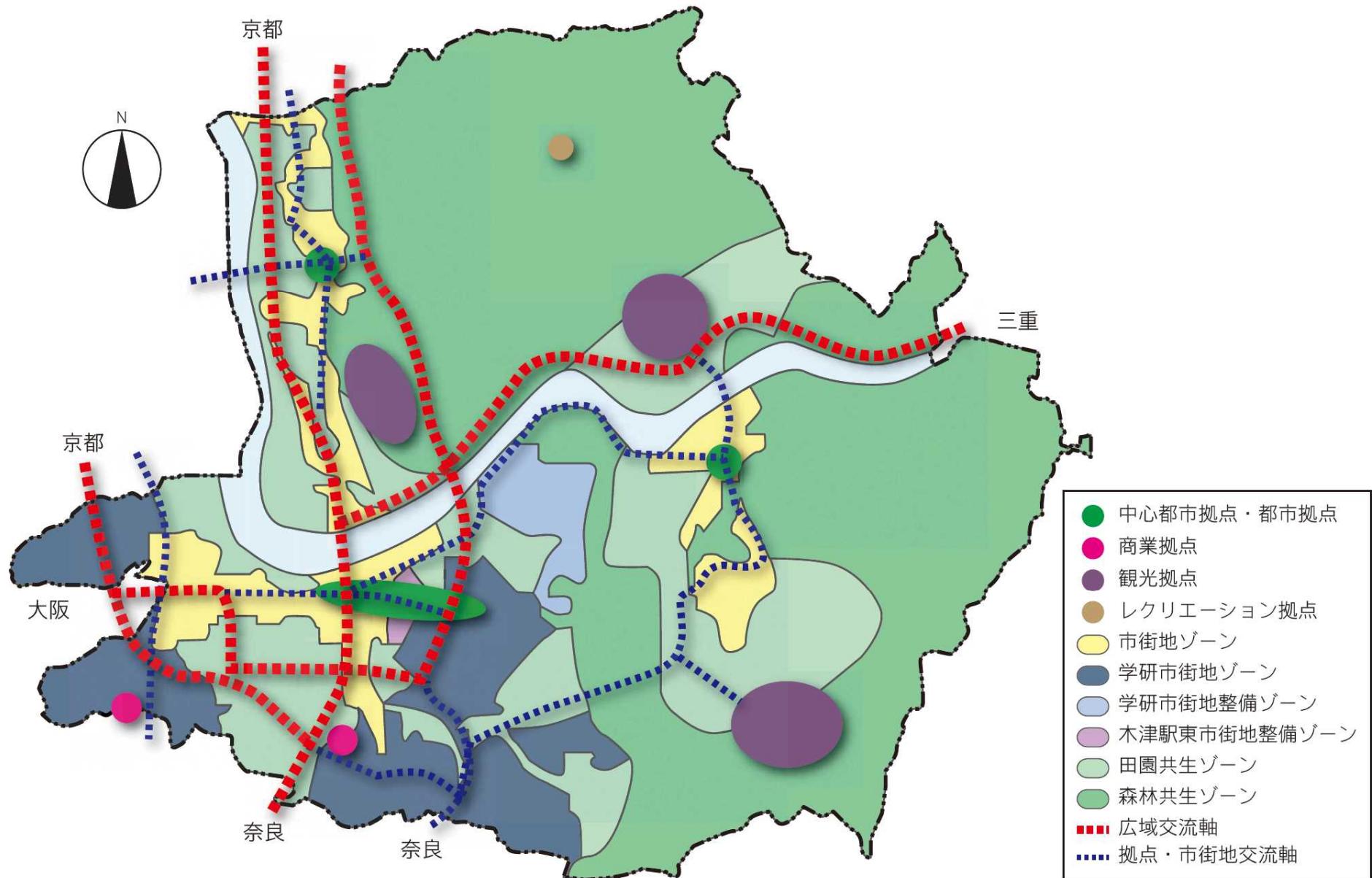


資料：国勢調査（平成7年～27年）、住民基本台帳（平成30年3月末現在）、木津川市推計（2023年～；平成30年8月推計）

※参考 2019年10月末 住民基本台帳人口：78,097人

将来都市構造

「第2次木津川市総合計画（概要版）」（木津川市）
(<http://www.city.kizugawa.lg.jp/index.cfm/10,496,c,html/496/20190326-091143.pdf>) より抜粋



まちづくりの基本原則

自助・共助・公助で支え合うまちづくり

情報共有、参加・参画、協働のまちづくり



まちの将来像

子どもの笑顔が未来に続く 幸せ実感都市 木津川

まちの将来像のイメージ

幸せを実感できる
住みよさがある

新しい価値や魅力が
常に生み出されている

人口が増加し、
地域に元気がある

■基本方針 6

快適で住みよい生活環境と、豊かな自然に恵まれたまちづくり

交通の利便性や関西文化学術研究都市の強みと魅力を活かした都市的な便利さ、身近な自然を併せ持つ持続可能な都市環境を整備し、快適で住みよい生活環境を形成するとともに、子どもから高齢者まですべての世代が環境に優しい取組みを進め、豊かな自然環境を守りながら魅力あるまちづくりを進めます。

政策分野 13 都市基盤

〔施 策〕 ①都市環境 ②住宅 ③上下水道

政策分野 14 交通ネットワーク

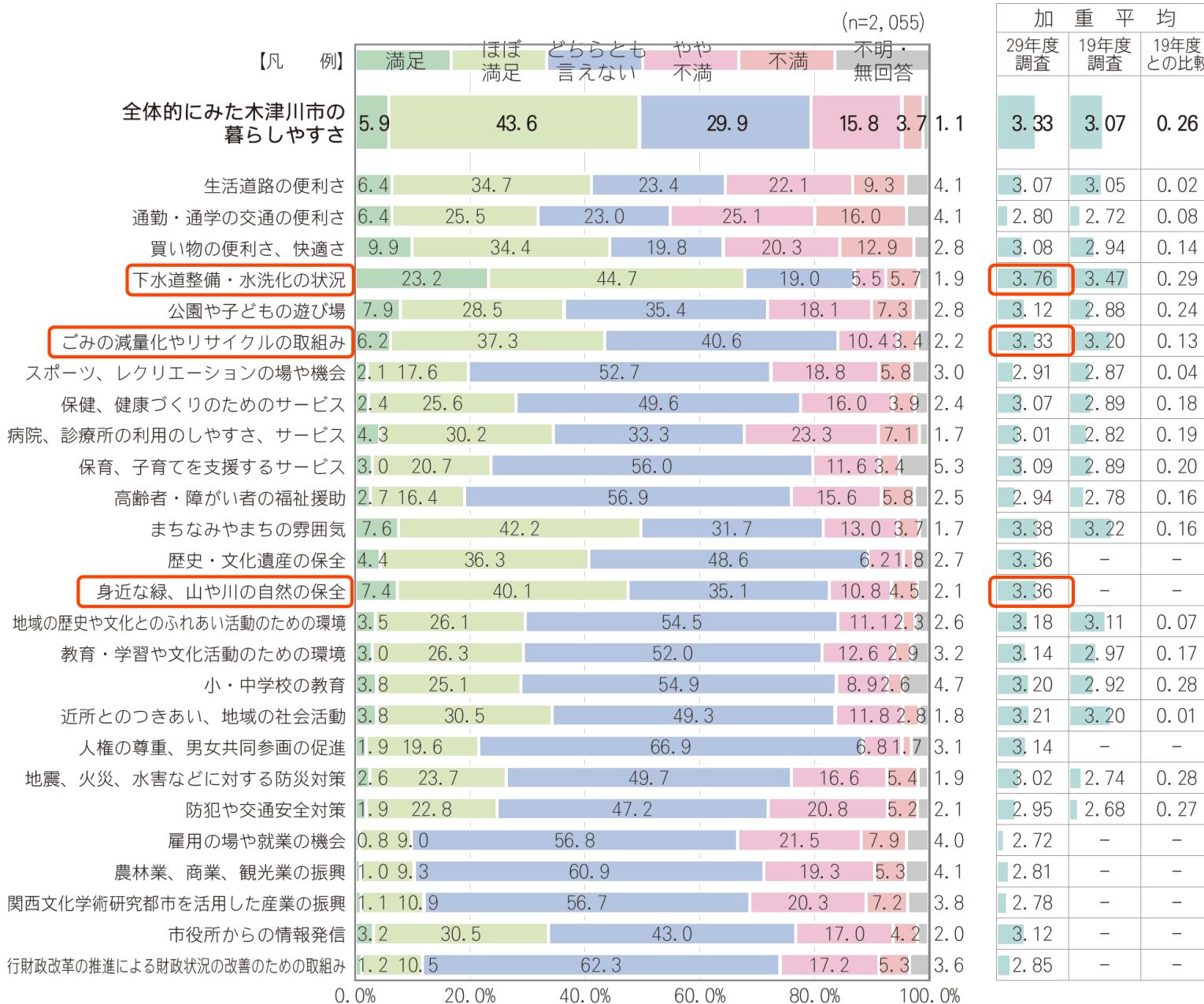
〔施 策〕 ①道路 ②公共交通

政策分野 15 自然・環境

〔施 策〕 ①地球環境保全 ②環境美化
③循環型社会

■木津川市の暮らしやすさについて、日頃どのように思われていますか

※加重平均は、「満足」 = 5点、「やや満足」 = 4点、「どちらとも言えない」 = 3点、「やや不満」 = 2点、「不満」 = 1点として算出したもの



○市民アンケート調査

【調査対象者】

18歳以上の市民5,500人
(無作為抽出)

【調査方法】

郵便で調査票を
配布・回収

【調査機関】

H29.9.29～10.16

【有効回収（回収率）】

2,055件 (37.4%)

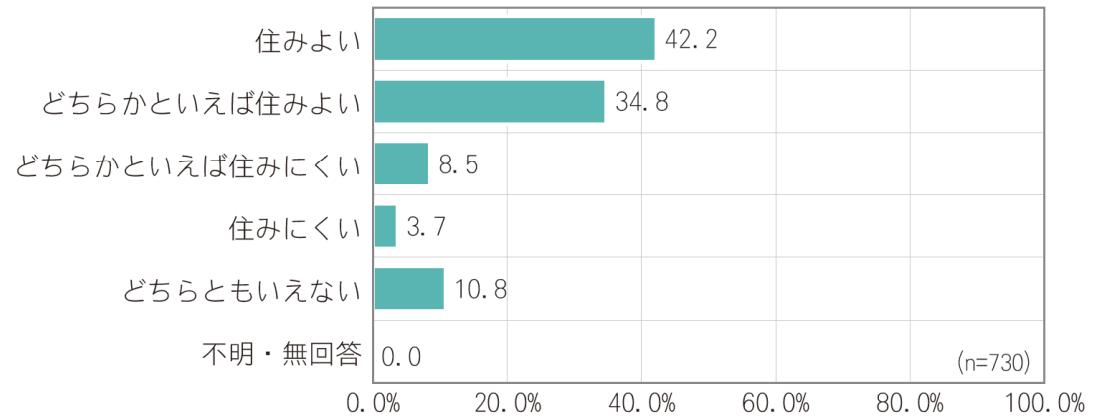
「第2次木津川市総合計画（概要版）」

(木津川市)

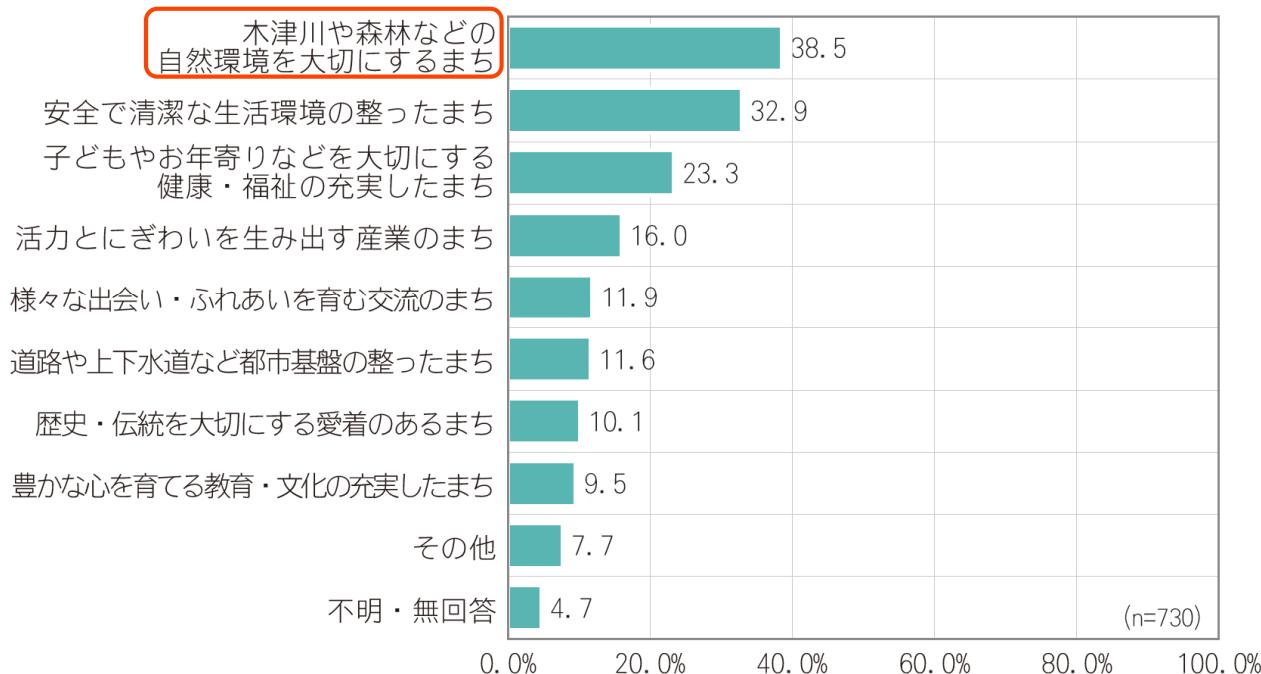
(<http://www.city.kizugawa.lg.jp/index.cfm/10,496,c,html/496/20190326-091143.pdf>) を加工して作成

設問 木津川市を住みよいまちだと思いますか

「第2次木津川市総合計画（概要版）」（木津川市）（<http://www.city.kizugawa.lg.jp/index.cfm/10,496,c,html/496/20190326-091143.pdf>）を加工して作成



設問 もし木津川市の市長になったとしたら、どのようなまちにていきたいと思いますか（2つ以内）



○中学生アンケート調査

【調査対象者】

市立中学校2年生745人
(該当者全員)

【調査方法】

学校を通じて調査票を
配布・回収

【調査機関】

H29.9.11～9.22

【有効回収（回収率）】

730件 (98.0%)

政策分野 15 自然・環境

【課題】

地球温暖化対策は、将来世代に向けた現世代の責任であり、温室効果ガスの排出削減を進めるためには、市民、事業者、行政が一体となって取組みを進める必要があります。

また、木津川や里地里山などの豊かな自然環境は、多様な生態系を維持し、市民生活に潤いを与えてくれますが、耕作放棄地の増加や都市開発など、周辺の環境変化も踏まえながら、将来にわたって適切に維持・管理することが求められます。

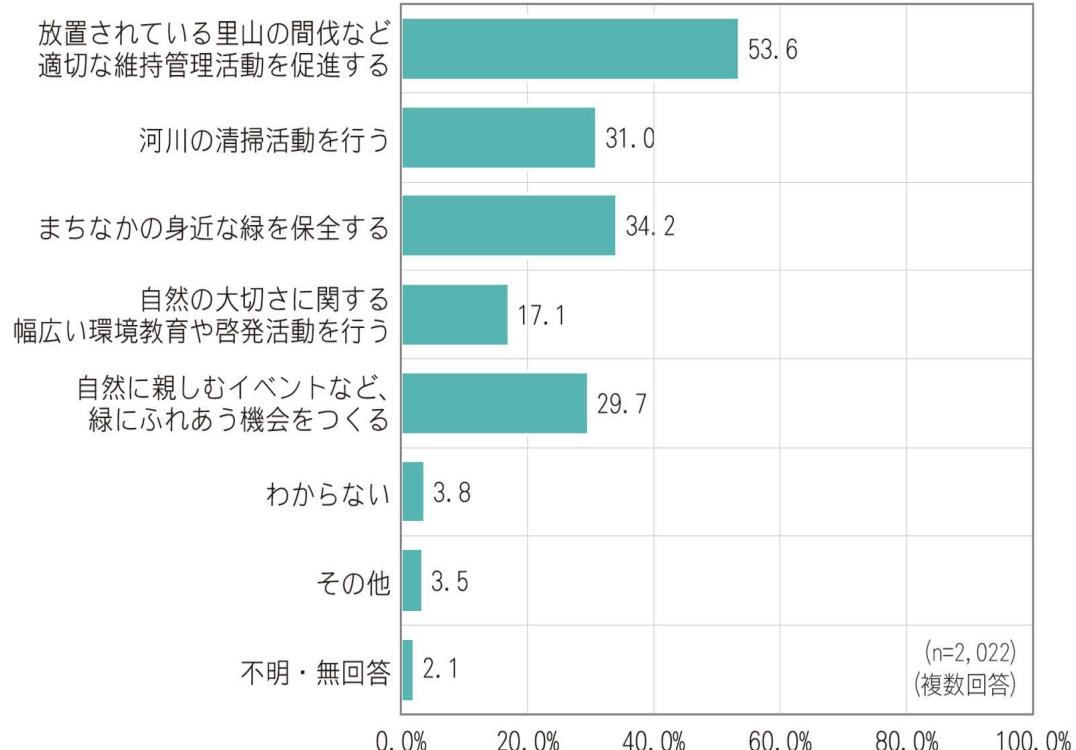


【方針】

市として、率先して省エネルギー対策などに取り組むとともに、市民・事業者との協働による環境に配慮した生活や事業活動の普及啓発及び環境学習に取り組み、低炭素で循環型のまちづくりを進めます。

また、木津川市の豊かな自然環境を次世代に守りつなげていくために、それぞれの自然環境を適切に保全するとともに、自然と共生できるまちづくりを進めます。

景観・自然環境を保全するための優先的な取組み



資料：木津川市のまちづくりに関するアンケート調査報告書（平成30年1月）

「第2次木津川市総合計画（全文版）」（木津川市）（<http://www.city.kizugawa.lg.jp/index.cfm/10,496,c,html/496/20190326-091348.pdf>）より抜粋

○関係条例

1. 木津川市環境審議会条例 ・・・ P 1
2. 木津川市環境基本条例 ・・・ P 3

○木津川市環境審議会条例

平成19年3月12日条例第150号
改正 平成27年12月25日条例第39号

(設置)

第1条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、木津川市の環境保全に関する基本的事項を調査審議するため、木津川市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項を調査審議する。

- (1) 環境保全対策の基本方針の樹立に関すること。
- (2) 環境汚染の未然防止及び除去対策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境保全対策に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員9人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 環境に関し知識経験を有する者又は団体の代表
 - (2) 事業を営む法人の代表
 - (3) 農業委員会の代表
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- 3 委員の任期は、2年とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員が欠けた場合、市長は、その都度補欠委員を委嘱する。
- 6 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名した委員が、その職務を代理する。

(招集)

第5条 審議会は、必要的都度、会長が招集する。

(会議)

第6条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(臨時委員)

第7条 審議会に特別の事項を調査審議する必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議を終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、環境審議会担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成19年3月12日から施行する。

附 則 (平成27年12月25日条例第39号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

○木津川市環境基本条例（平成19木津川市条例第149号）

1972年に「ローマクラブ」から出版された報告書『成長の限界』では、人類的課題として、環境破壊や資源の枯渇化などを克服する必要性が明らかにされた。

「世界の人口はどんどん増加する。」

「しかし、食料生産はそれに伴わない。」

「ある時期には食料不足時代が来る。」

「地下資源はどんどん消耗していく。」

「一方、地球の汚染はだんだん蓄積されていく。」

人類の生存に対して、悪い条件が重なるという指摘である。

最初のモデル計算では、21世紀の前半には人類の危機が来るであろうと推測されている。

日本においても、これら環境問題、自然破壊等の課題に取り組む拠点となる研究都市の必要性が問われ、1978年「関西学術研究都市調査懇談会」が発足し、京阪奈丘陵における学術研究都市の建設構想が提案された。

現在、80を超える世界的な学術や研究機能が集積し、国際的にも一目をおかれている関西文化学術研究都市、木津川市は、その多くの研究施設を抱え、都市の中核を担っている。

よって、私たちは、人類もまた自然を構成する一員であることを深く認識し、生きるものすべての生存基盤である地球の環境を保全し、潤いと安らぎに満ちた豊かな環境をつくるために、自らの日常生活や経済活動の在り方を見つめ直し、「住民・事業者・行政」が一体となって、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築に向けて総合的かつ計画的に展開をしていく必要がある。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営む上で必要とされる環境の恵沢を享受する権利を有するとともに、その環境を次の世代に引き継ぐ責務を有している。

このためには、環境の保全及び創造に関する基本的な方向を定め、共通の認識に立って、それぞれの立場から具体的な取組を行うことが必要である。

私たちは、古墳時代に築造され多くの三角縁神獣鏡を出土する椿井大塚山古墳、奈良時代に平城京から遷都された恭仁京、そして古から伝わる数多くの伝統や歴史、それらを包む木津川の悠久の流れや豊かで美しい木津川市の自然環境のみならず、地球環境の保全と創造を推進し、人と環境が共生するまちをつくるため、ここに、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動によって環境に加えられる影響であって、環境を保全し、創出する上で支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境を保全し、創出する上で支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって、人の健康や生活環境に關係する被害が生じることをいう。
- (3) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少、森林の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び次世代の住民が安全で健康かつ快適な環境を享受するとともに、良好な環境が将来にわたって引き継がれていくように推進されなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減することその他環境の保全及び創造に関する行動を継続的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく、持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにはかんがみ、生態系及び自然的条件に配慮し、自然と共存する都市の実現をして、「住民・事業者・行政」のパートナーシップのもとで推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境への配慮に努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努め、環境の保全及び創造に自ら取り組むとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に伴う環境への負荷の低減、環境汚染の防止その他環境の保全及び創造に自ら取り組むとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（基本的施策）

第7条 市は、基本理念の実現を図るため、公害の防止、自然環境の保全等に係る施策を継続し、その充実に努めるとともに、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 潤いとやすらぎのある都市環境の創造に関すること。
 - (2) 資源の循環利用、廃棄物の発生抑制、エネルギーの有効利用等に関すること。
 - (3) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等地球環境の保全に関すること。
- 2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、市民、事業者及びこれらの者が組織する民間団体（以下「市民等」という。）の自発的な活動を促進するため、適切な方策を講ずるよう努めるものとする。
- 3 市は、すべての者が人と環境とのかかわりについての理解及び認識を深めるため、環境学習の推進に努めるものとする。

（環境基本計画の策定）

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 環境の保全及び創造に関する目標及び施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ市民等の意見を反映するために必要な措置を講ずるとともに、木津川市環境審議会（以下「環境審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(総合的調整)

第9条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を体系的かつ実効的に推進するため、環境の保全及び創造に関する市の主要な施策又は方針の立案に際し、総合的な調整を行うものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第10条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第11条 市は、市民等の環境の保全及び創造に関する自発的な活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第12条 市は、前条の活動を促進するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(環境学習の充実)

第13条 市は、市民等が環境への意識を高め、環境に配慮した取組が推進されるよう、学校、地域、職場及び家庭等の場を通じて、環境学習の充実に努めるものとする。

(環境の保全及び創造に資する助成)

第14条 市は、市民等が行う環境への負荷低減のための施設整備その他環境の保全及び創造に資する取組について、特に必要があると認めるときは、適正な助成その他措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境への負荷低減に資する製品等の利用促進)

第15条 市は、再生資源その他環境への負荷低減に資する原材料、製品、エネルギー等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(報告書の作成等)

第16条 市長は、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、市の環境の現状をはじめ環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等について報告書を毎年度作成し、公表しなければならない。

(市民等の意見)

第17条 市民等は、前条の報告書が公表された日から市長が定める日までに、当該報告書について市長に意見書を提出することができる。

(環境審議会の意見)

第18条 市長は、前条に規定する市長が定める日後、速やかに第16条の報告書について環境審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により環境審議会の意見を聴くときは、前条の規定により提出された意見書を環境審議会に提出するものとする。
- 3 市長は、当該報告書について環境審議会から意見を受けたときは、その趣旨を尊重し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査及び研究)

第19条 市は、環境の状況の把握並びに環境変化の予測に関する調査その他環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査及び研究に努めるものとする。

(監視体制等の整備)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第21条 市は、市民等と協力して、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため必要な体制を整備するものとする。

(国、京都府等との協力)

第22条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策について、国及び京都府その他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成19年3月12日から施行する。